

緒言

真宗大谷派宗憲第八条には次のようにある。

本派の教義は、宗祖親鸞聖人が、佛説無量寿経に基づいて、顕浄土真実教行証書類を撰述して開顕した本願の名号を体とする往還二種廻向を要旨とする。

これを受けて、二〇二三年宗会において全面改正された儀式条例には「儀式の本旨」が次のように定められている。

本派の儀式は、阿弥陀如来の往還二回向成就の相をもつての教化を本旨とする。したがって、儀式に関わる者はすべて、威儀を整え、如来の教化にあずかる者として、仏恩報謝と聞法の姿勢を旨としなければならない。

ここに、真宗大谷派の儀式は、阿弥陀如来の往還二廻向の成就、すなわち我々にとっては信心の成就という「果」が表現されており、そのことによつて我々を教化する如来の用き、如来の説法であることが示されている。

一九六二年、同朋会運動が我が宗派において始まり、その進展の中で一九八一年、真宗大谷派宗憲

が改正された。儀式条例は、その後、必要最小限の変更が為されただけであった。そこで儀式指導研究所では長年にわたり、宗憲、そして現行の儀式に即した形で条例のあり方について検討作業が進められてきた。その結果、漸く二〇二三年の宗会において儀式条例が全面改正され、それにともなつて、はじめて儀式条例施行条規も施行された。

本書、すなわち『儀式軌範』は、それらの法規に則った形で編集がなされた。第一部は儀式作法編、第二部には、年中諸法要行事を収録した。また、関係条例、告示等も網羅している。真宗大谷派の儀式の総合書として活用いただきたい。

本書の発行が、真宗大谷派における法要・儀式の適正な執行、さらには同朋社会の顕現に資するものとなれば幸いである。

二〇二四年十月三十一日

儀式指導研究所長 那須信純

目次

緒言

第一部 儀式作法編

第一章 儀式総説

第一節 浄土真宗の儀式 3

第二節 真宗本廟における儀式 5

第三節 別院、普通寺院・教会における儀式 7

第四節 内仏における儀式 9

第五節 導師と調声人 —— 儀式の主宰と執行 —— 10

第六節 大谷派の儀式・声明の歴史 10

第二章 荘厳作法

第一節 荘厳総説 26

1 荘厳とは 26

2 荘厳についての心構え 27

第二節 莊 嚴 28

1 真宗本廟阿堂の莊嚴 28

(1) 阿弥陀堂各尊奉安の位置 29

(2) 御影堂各尊奉安の位置 30

2 別院・普通寺院の莊嚴ならびに各尊奉安の位置 30

3 内仏について 32

第三節 仏 具 33

1 平常より莊嚴する仏具 33

2 平常より用いる仏具、御道具 36

3 重い法要、特別な法要に莊嚴する仏具 38

4 重い法要、特別な法要に用いる仏具、御道具 39

第四節 各尊前の莊嚴 42

1 平常時の各尊前の莊嚴 42

2 特別な法要時の各尊前の莊嚴 46

第五節 その他の莊嚴作法 51

1 内陣の準備について 51

(1) 内陣拵について 51

(2) 仏供について 52

(3) 蠟燭について 53

	(4)	灯明について	54
	(5)	打敷・水引について	55
	(6)	仏花について	56
第三章 声明・勤行作法 ……………58			
	第一節	真宗大谷派の声明	58
	第二節	声明の心得	59
	1	調声	59
	2	助音	59
	3	巡讀	60
	4	經本の扱い方	60
	5	和讀本の扱い方	62
	第三節	儀式依用の聖教(經典、偈文、 拜讀文等)	64
	1	經典	64
	2	念仏	65
	3	偈文	66
	4	和讀	68
	5	拜讀文	71
	6	伽陀	73

	7	回向文	74
	8	その他	75
		第四節 読法について	76
	1	節 譜	76
	2	調声、句頭	76
	3	御経の読法	82
	4	正信偈九品、文類偈五品について	82
		(1) 正信偈九品	82
		(2) 文類偈五品	83
		第五節 鳴り物、打ち物の作法	84
	1	平 鑿	84
	2	経 鑿	84
	3	鈴	84
	4	砂 張	85
	5	磬	85
	6	音 木	86
	7	示経役の作法	87
	8	太 鼓	87
	9	梵 鐘	87

10	喚鐘	88
11	楽喚鐘	90
12	鑿役の心得	90
13	鑿の打ち方	91
	(1) 回向	92
	(2) 経題	92
	(3) 経の区切りと、経の終題の鑿	92
第四章 その他の作法 ……………96		
	第一節 出退作法	96
1	出退等の作法	96
2	内陣本間の出仕・退出	97
	(1) 履物の位置	97
	(2) 上臈出仕・退出	98
	(3) 下臈出仕・退出	98
	(4) 座り方・履物の作法	98
	① 藁草履の場合	98
	② 挿鞋の場合	99
	(5) 中座	99
3	余間(後座)出仕・退出	100
4	外陣出仕・退出	100

5 その他、注意すべきこと 101

第二節 焼香について 101

1 合焼香・代香・前焼香 101

2 調声人の焼香の作法（前焼香） 102

3 代香の作法 103

4 葬場での導師の焼香 104

5 一般の焼香 104

第五章 装束作法 105

第一節 法衣について 105

1 法衣の種類とその依用について 105

2 衣体と法要座次 108

(1) 衣体の種類 108

(2) 対配と法要座次 109

① 教師による対配 109 ② 役職による対配 110

第二節 袈裟 111

1 袈裟について 111

2 七条袈裟 112

3 五条袈裟 112

4 青袈裟 113

2	足袋等について	120
1	內衣について	120
	第六節 內衣、下着について	120
	第五節 喪服について	119
3	常服の袴	118
2	差貫・差袴	118
1	表袴	118
	第四節 袴	118
7	教衣	117
6	間衣・小道服	117
5	直綴	117
4	色直綴	116
3	裳附	116
2	袍裳	115
1	法衣について	115
	第三節 法衣	115
7	輪袈裟	115
6	曇袈裟	114
5	墨袈裟	114

3 下着について 120

第七節 念珠と扇について 121

1 念珠について 121

2 扇について 122

第八節 履物について 123

1 藁草履 123

2 挿鞋 123

3 浅沓 123

4 草履・下駄 123

第九節 その他、服装について 124

1 坊守章について 124

2 肩衣について 124

第二部 法要式

第一章 「法要式」について……………127

第一節 法要の勤め方 128

第二節 基本的な法要式の構成 128

第三節 式事と式支配 134

第四節 内仏の法要式	134
------------	-----

第二章 年中行事……………135

第一節 恒例法要	135
----------	-----

1 真宗本廟における恒例法要	135
----------------	-----

(1) 報恩講	135
---------	-----

(2) 平民法要	145
----------	-----

① 晨朝	145	② 日没勤行	147
------	-----	--------	-----

(3) 命日法要	147
----------	-----

① 宗祖親鸞聖人	147	② 先門首	150	③ 聖徳太子並びに七高僧	151
----------	-----	-------	-----	--------------	-----

④ 蓮如上人	153	⑤ 先門首夫人	155	⑥ 歴代門首御命日	156
--------	-----	---------	-----	-----------	-----

(4) 定会法要	157
----------	-----

① 修正会	157	② 源空（法然）上人御祥月命日	162
-------	-----	-----------------	-----

③ 聖徳太子御祥月命日	165	④ 彼岸会	167
-------------	-----	-------	-----

⑤ 蓮如上人御祥月命日	169	⑥ 立教開宗記念法要	171
-------------	-----	------------	-----

⑦ 孟蘭盆会	172	⑧ 歳末昏時勤行	175	⑨ 先門首御祥月命日	175
--------	-----	----------	-----	------------	-----

⑩ 先門首夫人御祥月命日	178	⑪ 歴代門首御祥月命日	179
--------------	-----	-------------	-----

2 別院・普通寺院における恒例法要	182
-------------------	-----

(1) 報恩講	182
---------	-----

(2) 平民法要	188
----------	-----

	① 晨朝	188	② 日没勤行	189
	(3) 命日法要	190		
	① 聖德太子並びに七高僧	190	② 蓮如上人	190
	③ 宗祖親鸞聖人	191	④ 先門首御命日	193
	⑤ 歴代門首御命日	194	⑥ 開基・先住職	195
	(4) 定会法要	196		
	① 修正会	196	② 源空(法然)上人御祥月命日	199
	③ 聖德太子御祥月命日	200	④ 彼岸会	201
	⑤ 蓮如上人御祥月命日	203	⑥ 立教開宗記念法要	205
	⑦ 孟蘭盆会	206	⑧ 宗祖聖人御正忌	208
	⑨ 歳末昏時勤行	210	⑩ 先門首御祥月命日	211
	⑪ 歴代門首御祥月命日	212	⑫ 開基・先住職・先坊守御祥月命日	213
	第二節 別修法要	215		
	1 真宗本廟における別修法要	215		
	(1) 年忌法要	215		
	① 宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌	215		
	② 闡如上人(先門首)二十五回忌	224		
	③ 実如上人五百回忌	227	④ 聖德太子千四百回御忌法要	229
	(2) 奉告法要	232		

①	真宗本廟両堂等御修復完了奉告法要	232
(3)	慶讚法要	235
①	宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚法要	235
②	親鸞聖人御誕生会	239
(4)	追恩法要	239
①	師德奉讚法要	239
②	永代経総経	240
③	本山永代経	240
(5)	記念法要	241
①	両堂再建百年記念法要兼相統講員物故者追弔会	241
(6)	葬儀式	242
①	先門首(闡如上人)葬儀	242
2	別院・普通寺院における別修法要	244
(1)	年忌法要	244
①	宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌	244
②	開基・先住職年忌法要	259
③	世代住職年忌法要	261
④	先坊守年忌法要	263
(2)	奉告法要	264
①	住職就任奉告法要	264
(3)	慶讚法要	265
①	宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚法要	265
(4)	追恩法要	275

① 永代経法要	275
② 追弔会、追悼法要	276
(5) 記念法要	277
① 寺院開基〇〇年記念法要	277
(6) 葬儀式	278

第三部 得度式・帰敬式・儀礼式

第一章 得度式	299
---------	-----

第二章 帰敬式	300
---------	-----

第三章 儀礼式	303
---------	-----

第一節 儀礼式とは	303
-----------	-----

(1) 門首継承式	304
-----------	-----

(2) 住職就任式	305
-----------	-----

第二節 奉安式(御移徙)	306
--------------	-----

(1) 宗祖親鸞聖人御真影動座式	306
------------------	-----

(2) 宗祖親鸞聖人御真影還座式	308
------------------	-----

第三節 落慶式	310
---------	-----

(1) 起工式・上棟式・落慶式・建碑式など	310
-----------------------	-----

第四節 慶事式 311

(1) 初参り式 311

第五節 その他の儀礼式 313

(1) 御煤払 313

第四部 付録

・ 真宗本廟崇敬条例 317

・ 儀式条例 321

・ 儀式条例施行条規 325

・ 婦敬式に関する条例 334

・ 婦敬式に関する条例施行条規 337

・ 法臈法衣条例 343

・ 同朋奉讃式 346

・ 昭和法要式 350

・ 御真影還座後の阿弥陀堂の莊嚴について（『真宗』二〇〇九年十一月号） 357

・ 葬儀式和讃の男女の区別を廃止（『真宗』二〇二〇年三月号） 359

・ 儀式指導研究所からのお知らせ（『真宗』二〇二〇年十月号） 366

・ 「椅子を用いた出仕作法」について（『真宗』二〇二四年六月号） 368

第一部 儀式作法編

第一章 儀式総説

第一節 浄土真宗の儀式

本派は、宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に則り、教法を宣布し、儀式を執行し、その他教化に必要な事業を行い、もって同朋社会を実現することを目的とする。

(真宗大谷派宗憲第二条…目的)

本派の儀式は、阿弥陀如来の往還二回向成就の相をもつての教化を本旨とする。したがって、儀式に関わる者はすべて、威儀を整え、如来の教化にあずかる者として、仏恩報謝と聞法の姿勢を旨としなければならない。

(儀式条例第二条…儀式の本旨)

「南無阿弥陀仏」は、如来すなわち真如が、ことばになって、我々の前に現れてくださったものである。その「南無阿弥陀仏」を称え、手を合わせる、こ

れが最も簡単な形の儀式である。仏とのであい、すなわち、仏の名前を呼んで頭が下がっている姿、すなわち信心が表現されているのである。

つまり「南無阿弥陀仏」は、成就した信心という果を表現している。念仏を因として、すなわち念仏したから救われるのではない。儀式ではこれを具体的に、浄土の姿とそれに手を合わす我々衆生という形で表現している。それこそが阿弥陀如来の往還二回向成就という言葉で表される内容である。そこに法蔵菩薩の成仏（浄土の成立・衆生救済の成立）と如来の説法（衆生の聞法）が、表現されているからである。

儀式という表現方法は、浄土真宗とは必然的な関係があるものではない。しかし、我々の煩惱に合わせて、我々凡夫の持つ表現方法である儀式として、仏が現れてくださった、そういったくべきものである。真如すなわち如来は、我々のためにはどのようなものにもなってくださると宗祖は述べられている。

然れば、弥陀如来は如より来生して、報・応・化、種種の身を示し現したまうなり。
〔『教行信証』「証卷」聖典第二版三二〇頁〕

形からならう、果から因へ導く仏による教育方法であり、同時に仏の慈悲、すなわち真実そのものはたらきから起こされた表現として、儀式はただか

れるべきものである。

さらに「威儀」とは四威儀すなわち行住坐臥のことである。我々が儀式に臨むにあたって、威儀を整えるのは、仏徳讃嘆を意味するだけではない。儀式は、そこに積極的に参加する者にだけでなく、それをさらに外から見る者にも信心の世界、仏の存在を示すものとなり、教化のはたらきを持つからである。儀式の執行は、教法宣布の一つの具体的な形なのである。

第二節 真宗本廟における儀式

真宗本廟について、次のように定められている。

真宗本廟は、宗祖聖人の真影を安置する御影堂及び阿弥陀堂を中心とする聖域であり、真宗大谷派（以下「本派」という。）の唯一の本山であって、本願寺とも称し、本派の崇敬の中心、教法宣布の根本道場である。

（真宗本廟崇敬条例第二条…真宗本廟）

崇敬は具体的には儀式で示される。そして教法宣布もまた、宗祖の正信偈を諷誦し、聞き、ともに念仏するという儀式に示されている。

その儀式については次のように定められている。

本派が挙げて執行する儀式及び行事は、真宗本廟において行うことを本旨とする。
(真宗本廟崇敬条例第十五条…本派の儀式・行事)

真宗本廟における崇敬すなわち儀式の執行については次のように定められている。

門首は、内局の進達により、次の事項を行う。

- 一 本尊、名号、影像及び法名を授与すること。
- 二 儀式を主宰すること。
- 三 得度式及び帰敬式を行うこと。

——以下略——

(真宗大谷派宗憲第十七条…門首の宗務に関する行為)

真宗本廟の宗祖聖人の真影の給仕及び仏祖の崇敬は、僧侶及び門徒の信託により門首がこれを行う。
(真宗本廟崇敬条例第十条…門首)

真宗本廟において行う儀式は、門首がこれを主宰する。この場合において主宰とは、内局の進達に基づき、儀式の執行を掌るものとする。

(真宗本廟崇敬条例第十六条…儀式の主宰)

ここに定められているように「僧侶及び門徒の首位」(真宗大谷派宗憲第十五

条たる門首が主宰して儀式が執行される。具体的には門首が調声を務めるということである。新門は門首を補佐し、また別に門首の補佐役として鍵役が置かれ、さらに、真宗本廟の儀式を支えるために式務員すなわち、定衆、堂衆、参衆が置かれている。これについて以下の通り定められている。

真宗本廟及び大谷祖廟における崇敬、給仕及び儀式その他の式務に専従するため、式務員を置く。
(真宗本廟崇敬条例第十二条…式務員)

第三節 別院、普通寺院・教会における儀式

別院については以下のように定められている。

別院は、その地域の教化の中心道場として堂宇を備え、本尊を安置し、教義を宣布し、儀式を執行し、僧侶及び門徒を教化育成し、教区又は開教区の機関及び施設との緊密な連携のもとに、地方の特性に応じて教化に必要な業務を行い、もって同朋社会を実現することを目的とする。

(別院条例第二条…別院の目的)

別院の住職は門首であるが、平常は輪番が住職の職務を代掌する形で儀式が

執行されている。

住職は、別院の佛祖の崇敬に任じ、儀式を主宰する。ただし、住職は、輪番にその職務を代掌させることができる。

(別院条例第十九条…任務)

寺院、教会については次のように定められている。

寺院及び教会は、当該寺院又は教会に所属する僧侶及び門徒の聞法の道場として、堂宇を備え、本尊を安置し、教法を宣布し、儀式を執行し、教化に必要な事業を行うことを目的とする。

(寺院教会条例第二条…目的)

また、その儀式の執行の資格については以下の通り定められている。

教師は、僧侶であって、教法をひろめ、儀式を執行する資格を有する者をいう。

(教師条例第二条…教師)

儀式を執行することができるのは基本的に教師である。僧侶(教師も含まれる)については以下のように定められている。

僧侶は、専ら仏祖に奉仕し、宗義を研修し、教法を宣布するを本分とする。

(僧侶条例第一条…僧侶の本分)

僧侶は、住職又は教会主管者に従い、その属する普通寺院(以下「寺院」という。)又は教会の興隆発展に努めなければならない。

(僧侶条例第三条…僧侶の責務)

さらに、二〇二三年の儀式条例の改正に伴い制定された儀式条例施行条規には、次のように定められている。

別院で行う儀式は輪番が、寺院で行う儀式は住職がその期日及び内容等を定め、これを執行するものとする。ただし、別院においては輪番の、寺院においては住職の指示を受けた本派僧侶がこれを補佐し、又は代理で行うことができる。

(儀式条例施行条規第四条…別院及び寺院の儀式)

僧侶は、輪番や住職・教会主管者の指示がない限り、儀式の補佐も、儀式を代理で行うこともできない。

第四節 内仏における儀式

内仏における儀式は、以下のように定められている。

内仏における儀式は、輪番又は住職若しくはその指示を受けた本派僧侶がこれを執行するものとする。ただし、平日常要については、所属別院の輪番又は所属寺院の住職の指導を受けて、門徒がこれを修することができる。

第五節 導師と調声人 —— 儀式の主宰と執行 ——

導師は登高座して報恩講式・嘆徳文を拝読する式導師と、登高座して表白を拝読し、御経の調声をする経導師とがある。また、葬儀の調声をする者も導師と呼ばれるが、他宗派に見られる引導師とは異なる。式導師、経導師の作法については『登高座作法稽古本』（東本願寺出版発行）を参照のこと。

調声人は、法要や勤行で調声する者。法要式では原則として首座がその役に当たり、その法要の執行者となる。

第六節 大谷派の儀式・声明の歴史

宗祖

宗祖親鸞聖人は比叡山延暦寺の堂僧として声明・儀式を行っていた。

それは天台系の念仏を内容とするものであったと考えられている。山を下りて法然上人のもとでは、天台声明の系譜を引く新しく作られた浄土教系